

議案第119号

備前商工会館の指定管理者の指定について

次のとおり備前商工会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前商工会館	備前商工会議所	令和 3年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで

令和2年11月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 備前商工会議所

代表者 会頭 寺尾 俊郎

所 在 備前市東片上230番地

(2) 団体の位置付け

商工会議所法に基づき設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

備前商工会館は、建設以来、備前商工会議所が管理及び運営を行っている。同会議所においては、経営相談等専門指導員による指導体制が確立されており、会館の設置目的である地域産業の振興発展に寄与し、商工業者等の福祉増進に資することを踏まえ、同会議所による管理運営が適当と認められる。